

2022 年度「埼玉発世界行き」冠奨学金 はばたけ！女性応援奨学金 長期コース募集要項

この奨学金は、県内の篤志家の御支援により設置されたものです。

1 趣 旨

チャレンジ精神を持ち、将来、日本経済の持続的成長と埼玉県産業と文化の振興に貢献するグローバル人材として活躍する夢を持つ女性を応援することを目的に、1年（大学等への留学の場合は実質9か月）以上※1の留学等の海外体験活動※2をする者に対し、奨学金を支給します。

※1 期間は民法の定めに基づき計算します。

※2 海外体験活動とは、海外の教育機関での留学に限らず、海外でのインターンシップやボランティアプログラム等の多様な活動をいいます。

※3 フリースクールの出身者又は児童養護施設の入所者、又はその出身者等を歓迎しません。

2 募集人員・選考方法

4名以内（書類・面接選考）

3 奨学金の給付額

年間120万円（単年）

4 応募資格

応募することができるのは、以下の要件全てを満たす女性です。

(1) 日本国籍を有する者又は日本での永住を許可されている者

(2) 2022年4月1日現在、以下のいずれかに該当する者

ア 埼玉県内の大学若しくは大学院（以下「大学等」という。）に在籍している者
ただし、埼玉県内に在住し、日本の高校又は大学等を2022年3月に卒業した者で、海外の大学等に進学する予定の者も対象とする。

イ 埼玉県外の大学等に在籍し、1年以上継続して埼玉県に住所を有する者

ウ 埼玉県外の大学等に在籍し、保護者等（民法上の親権者に相当する者）が1年以上継続して埼玉県に住所を有する者

エ 大学等に在籍し、埼玉県に住所を有しない者のうち、当該大学等が埼玉県内に有するキャンパスに2年以上通学した者

※新型コロナウイルス感染症の影響でリモート講義となった期間があっても差し支えありません。

(3) 2022年4月1日現在、18歳以上40歳未満の者

- (4) 2022年4月1日～2023年3月31日の間に、海外の大学又は大学院へ大学間協定等に基づく交換留学プログラムにより単年度の9か月以上留学を開始する者(出願中及び今後出願予定の場合も含む)
- (5) 地域の国際化に取り組む意欲のある者
- (6) 留学先の大学等において学習や研究を行うのに十分な外国語の能力がある者
- (7) 本奨学金の支援者に対する挨拶及び成果報告、帰国後のフォローアップ調査への回答など「12 奨学生の責務」を全うする意思のある者

5 応募制限

次のいずれかに該当する者の応募は認められません。

- (1) 官公庁又は企業等の派遣による者
- (2) 埼玉県姉妹友好州省スカラシップ生である期間と本奨学生として留学する期間が重複する者
- (3) 過去に「埼玉発世界行き」奨学金(短期大学以上の者は、高校生留学コースを除く)の給付を受けた留学を終了(学位を取得又は退学)した者、又は冠奨学金による奨学金を受けた者
- (4) 2020年度、2021年度の「埼玉発世界行き」奨学生の内定者で留学期間の延長をしている者

6 応募手順

(1) システムによる申請者情報の登録及び申請書類作成

下記のグローバル人材育成センター埼玉(以下、GGSという)のURLから奨学金申請システムにより申請者情報を登録のうえ、「埼玉発世界行き」奨学金応募申請書」に必要な事項(下記7の(1)参照)を入力してください。

<http://www.ggsaitama.jp/for-japanese/studying-abroad/>

一般奨学金のうちから1つ、冠奨学金のうちから2つまで志望順位を付して、合計で3つの奨学金に応募することができます。複数の奨学金に採択されることはありません。

なお、システムへの入力だけでは、応募とは認められませんのでご注意ください。((2)参照)。

(2) 応募書類の提出

下記7の応募書類を揃えて、下記8の応募受付期限内に郵送(簡易書留郵便)してください。

7 応募書類

以下の(1)から(7)までの書類をすべて((5)は任意)揃えて応募してください。応募書類をお返しすることはできませんので、書類の写しを保管しておいてください。

書類の不足や記入漏れ等があった場合は選考の対象にならないことがあります。内容に不備がないか、応募前によく確認してください。

(1) 「埼玉発世界行き」奨学金応募申請書

奨学金申請システム（上記7の（1）参照）により次の必要事項を入力の上、印刷したものに写真（3 cm×4 cm）を貼り、署名をしてください。

【主な必要事項】

- ア 申請者情報
- イ 自己PR（800字以内）
- ウ 学習計画等（900字以内）
- エ 小作文「埼玉親善大使として、留学先でどのように埼玉をPRするか」（500字以内）
（埼玉親善大使については下記12の（3）を参照）
- オ 小論文「日本における女性の活躍推進のための課題を明らかにした上で、それに対するあなたの考えを述べよ」（1,600字程度で記述の上、文末に字数を記載）

(2) 応募資格を満たすことを確認できる書類（すべてコピー可）

ア 県内の大学等に在籍する者	・住民票の写し（個人番号（マイナンバー）及び本籍地の記載がないもの。以下同様） ・在学証明書
イ 県外の大学等に在籍し、1年以上継続して埼玉県内に在住する者	・住民票の写し（2022年4月1日の時点で県内に住所を1年以上継続して有することを確認できる書類） ・在学証明書
ウ 県外の大学等に在籍し県外に在住している者で保護者等が1年以上県内に在住している者	・保護者等の住民票の写し（2022年4月1日の時点で県内に住所を1年以上継続して有することを確認できる書類） ・保護者等との続柄が確認できる戸籍抄本等 ・在学証明書
エ 大学等に在籍し県外に在住の者で当該大学が埼玉県内に有するキャンパスに2年以上通学していた者	・県内にある大学キャンパスに2年以上通学したことを証明する書類（学校により異なりますので、GGSに御相談ください。） ・住民票の写し ・在学証明書
オ 上記ア～エに該当する者のうち、フリースクールの出身者又は児童養護施設の入所者、又はその出身者等（提出は任意）	・フリースクールの出身者であることを学校長が証明した 在籍証明書又は卒業証明書 ・児童養護施設の入所者又は、その出身であることを当該施設の施設長等が証明した書類 上記のいずれかのうち、該当するもの

(3) 外国語能力試験のスコアの写し

英語はTOEFL-iBT、IELTS、GRE等、中国語はHSK、他言語はそれぞれ公的試験のスコアで有効期限内のもの、又は留学先大学において使用する言語能力を有することを証す

る日本語の書類 ※氏名及びスコアの箇所を蛍光ペンでマーキングしてください。

(4) 留学先の海外大学等からの入学許可証（留学受入通知書）の写し

※日本語以外の言語で記載されているものは、日本語訳（本人による訳で可）を添付してください。

※応募時点で入学許可証（留学受入通知書）が出ていない場合は、得られ次第提出してください。

(5) フリースクール出身者又は児童養護施設の入所者、又はその出身者等であることを証明する書類の写し（提出は任意）

ア フリースクールの出身者は、フリースクールの出身であることを当該校の校長が証明した書類

イ 児童養護施設の入所者、又はその出身者は、児童養護施設等の出身であることを当該施設長が証明した書類

(6) チェックリスト（様式 はばたけ！女性長期）

奨学金申請システム又はGGSのホームページ（下記）からダウンロードしてください。

<https://www.ggsaitama.jp/for-japanese/studying-abroad/namingscholarship2022/>

(7) 選考結果返信用封筒（長3型封筒）

定型長3型封筒（縦235mm×横120mm）に選考結果返信先（住所と氏名）及び申請する奨学金の名称を記載の上、84円分の切手を貼付のこと。

複数のコースに申請する場合は、それぞれのコース分の封筒を同封すること。

8 応募受付期間

2022年4月4日（月）～5月20日（金） （応募書類一式 消印有効）

奨学金申請システムは5月20日（金）12時までしか利用できません。

それまでに登録・印刷を済ませておいてください。

9 書類提出先

定型角2型封筒（縦332mm×横240mm）を使用し、簡易書留郵便により郵送のこと。

〒330-0074

埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-6-5 浦和合同庁舎3階
公益財団法人 埼玉県国際交流協会
グローバル人材育成センター埼玉 (TEL 048-833-2995)

※封筒表面に朱書きで「はばたけ！女性応援奨学金長期コース申請書 在中」と明

記すること。

※他の冠奨学金等を併願、同封する場合、申請するすべての奨学金名を同様に記載すること。

10 選考スケジュール

(1) 書類選考

応募者全員に、2022年6月15日（水）までに選考結果を発送します。（郵送）

(2) 面接選考

書類選考に合格した者に対して、6月下旬に実施します（場所：さいたま市内）。
オンラインによる面接も選択可能です。

詳細については書類選考結果とともに該当者に通知します。

(3) 最終選考結果

2022年7月21日（木）までに選考結果を発送します。（郵送）

11 奨学生の決定及び奨学金の支給

選考結果の時点では、奨学生候補者（内定者）となります。以下（1）の奨学生決定要件が満たされ、すべての必要書類が揃ったことをGGSが確認した時点で、正式決定となります。

内定の間は、奨学金の交付請求はできず、奨学金の支給を受けることができません。

(1) 奨学生決定条件

留学開始時に、留学先の国・地域が外務省の「海外安全ホームページ」上の安全情報及び感染症危険情報がいずれもレベル1以下であること。

ただし、新型コロナウイルス感染症のため感染症危険情報のみがレベル2又はレベル3であるときは、次のいずれかに該当する場合、奨学金を支給します。

ア 学位を取得する留学をする者が、日本国内でオンライン留学を開始し、オンライン授業を受けていることを確認できる書類が提出された場合

イ 新型コロナウイルスの感染防止策に関する書類を添付した誓約書（様式）を提出した場合

(2) 奨学金の支給

奨学金は、奨学生又は保護者等の名義の円貨口座に振り込みます。奨学生決定通知と共にお知らせする交付請求の手続きが必要です。

12 奨学生の責務

(1) 寄附者に対する挨拶及び成果報告

ア 奨学生に決定後、出国前に本奨学金の支援者である寄附者に対し、書面（手紙）に

て挨拶を行うこと。

イ 帰国後には書面により成果を報告すること。

(2) 壮行会・同窓会への参加

海外留学に出発する奨学生を送り出す壮行会と、帰国した奨学生との交流を図る同窓会に参加してください。詳細については、内定者に通知でお知らせします。

(3) 埼玉親善大使としての活動

奨学生には留学期間中、埼玉県が埼玉親善大使を委嘱します。留学先で本県のPRに努めるとともに、自分が学び経験した現地の歴史、文化、政治経済事情等について県民に紹介するレポートを提出（任意）するなど、本県の国際交流の推進に御協力いただきます。

(参考) 埼玉親善大使レポートのホームページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/bunka/kokusai/toko/index.html>

(4) 報告書等の提出

奨学生は年度末（3月）に、成績証明書を添えて修学状況報告書を提出していただきます。

また、留学終了後60日以内に、以下の書類を電子データ（Word又はPDF）又は郵送で提出してください。提出がない場合、支給した奨学金の返納を求められます。

ア 留学等修了報告書（様式）

イ 修学レポート「留学で学んだこと及び学んだことを今後どのように活かしていくか」
（4,000字以上）

(5) 帰国後のフォローアップ調査への回答

「埼玉発世界行き」奨学金の原資は埼玉県民の貴重な税金や、企業・篤志家の方からの貴重な御寄附です。そのため、奨学生OB・OGの活躍状況を把握し、フォローアップや今後の施策に生かす必要があります。

ついては、毎年1回調査を行いますので、必ず御回答をお願いします。

本制度の趣旨を十分に理解し、御協力ください。

(6) 「グローバル人材埼玉ネットワーク」（「埼玉発世界行き」奨学生同窓会）への加入

県内の海外留学経験者をはじめ県内大学外国人留学生など、県にゆかりのあるグローバル人材や県内企業、団体、大学等が情報交換・交流を深めるためのネットワークです。奨学生は、同ネットワークの会員となります（加入手続はGGSが行いますので個人の手続は不要です）。

海外留学の経験を活かし、県のグローバル化へ御協力いただくとともに、このネットワークを御自身の活動に御活用ください。

(参考) グローバル人材埼玉ネットワークのホームページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0306/global/globalnet.html>

(7) 「就職マッチング&フォローアップシステム」への登録

海外展開に力を入れている県内企業と学生をつなぐ就職マッチングサイトです。GGSが運用しています。

奨学生には同システムに登録いただきます(仮登録手続きはGGSが行いますので本登録の手続きをお願いします)。帰国後は海外留学の経験を活かせる企業等への就職活動に御活用ください。

(参考) 就職マッチング&フォローアップシステムのホームページ

<https://ggs-jobmatch.jp/>

(8) 国際施策・交流事業への協力

帰国後、埼玉県やGGSが実施する事業への協力をお願いします。

(9) 社会規範の遵守

「埼玉発世界行き」奨学生としての自覚を持ち、社会規範を遵守してください。

1.3 奨学金交付の取消及び返還

次の場合、奨学金の交付決定を取り消し、交付済み奨学金の全部又は一部の返還を求める場合があります。

- (1) 申請時の応募資格を喪失したとき
- (2) 申請書・誓約書等の記載事項に虚偽があったとき
- (3) 在籍する大学等において懲戒処分を受けたとき
- (4) 休学、長期欠席等、学業継続の見込みがなくなったとき
- (5) 卒業の見込みがなくなったとき
- (6) 「12奨学生の責務」を果たさないとき
- (7) 留学の目的や内容に大幅な変更があり、交付決定した内容と同等とみなされないとき
(但し、天変地異等やむを得ない場合を除く)
- (8) その他奨学生としてふさわしくない行為があったとき

1.4 応募書類等に記載された個人情報の利用について

GGSの事務局である公益財団法人埼玉県国際交流協会が定める特定個人情報取扱規程(平成27年10月1日施行)により、個人情報を取り扱う際には適正な収集・利用・管理を行います。

また、奨学生決定者の氏名、性別、職業・肩書、所属先、研究テーマ、壮行会時の写真及び修学レポート等の情報は、GGSのグローバル人材育成事業の広報等のため、GGS又は公益財団法人埼玉県国際交流協会の広報紙等に掲載したり報道機関に提供したりすることがあります。

15 奨学生となった場合の埼玉県での個人情報の利用について

奨学生の応募書類等に記載された個人情報は埼玉県においても利用いたします。個人情報を取り扱う際には、「埼玉県個人情報保護条例」（平成17年4月1日施行）により、適正な収集・利用・管理を行います。

また、奨学生決定者の氏名、性別、職業・肩書、所属先、研究テーマ、壮行会時の写真及び修学レポート等の情報は、埼玉県のグローバル人材育成事業の広報等のため、県の広報紙等に掲載したり報道機関に提供したりすることがあります。

16 その他注意事項

- (1) 査証の取得、留学先への手続き等は、応募者本人の責任において行ってください。
- (2) 留学中のトラブル・事故等において、GGS及び埼玉県は一切の責任を負いません。
- (3) 可否に関する問合せには一切応じません。
- (4) 留学中の修学状況等の確認のため、GGSから連絡をすることがあります。